



平成 22 年度

# 人事行政の運営などの状況

●問い合わせ先 役場総務課

平成 22 年度の町の職員の任用、給与、服務などの人事行政の運営の状況をお知らせします。これは、「地方公務員法」および「香美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

## 1 職員の任命および職員数の状況

### ①採用と退職

職種	採用	退職
一般行政職	4人	9人
教育職	-	-
医師職	-	1人
医療技術職	-	1人
看護職	1人	2人
技能労務職	-	3人
常勤嘱託	-	-
合計	5人	16人

※採用は平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日。

※退職は平成 22 年度中。

※一般行政職には、美方郡広域事務組合への派遣からの復帰による採用 1 人、同組合への新規派遣による退職 2 人を含みます。

### ②部門別職員数の状況

職種	職員数		対前年増減数
	22 年	23 年	
一般行政部門	177 人	171 人	△ 6 人
一般管理	119 人	115 人	△ 4 人
福祉	58 人	56 人	△ 2 人
特別行政部門	48 人	49 人	1 人
教育	48 人	49 人	1 人
公営企業等会計部門	113 人	107 人	△ 6 人
病院	79 人	75 人	△ 4 人
水道	9 人	7 人	△ 2 人
下水道	8 人	8 人	0 人
その他	17 人	17 人	0 人
合計	338 人	327 人	△ 11 人

※各年 4 月 1 日現在の数値。

※地方公共団体定員管理調査による職員数で、町長、副町長を除いた人数。

### ③定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況（実績）

部門	職員数			進ちょく率
	22 年 (A)	23 年 (B)	27 年の数値目標 (C)	
一般行政部門	177 人	171 人	159 人	33.3%
特別行政部門	48 人	49 人	43 人	△ 20.0%
公営企業等会計部門	113 人	107 人	106 人	85.7%
合計	338 人	327 人	308 人	36.7%

※各年 4 月 1 日現在の数値。

※進ちょく率は  $(B - A) / (C - A) \times 100$  で求めた率。



## 2 職員の給与の状況

### ①人件費の状況

住民基本台帳人口	20,683 人
歳出額 (A)	13,728,810 千円
実質収支	273,711 千円
人件費 (B)	1,989,472 千円
人件費率 (B / A)	14.5%
前年度人件費率	14.8%

※住民基本台帳人口は平成 22 年度末現在の数値。

※平成 22 年度普通会計決算額を基に計算。

※人件費には、一般職給与や共済費（社会保険料）のほかに、特別職給与、議会議員報酬、各種委員や消防団員など非常勤職員に支給される報酬などを含む。

人件費 (B) は、前年度比 3,292 千円の減。

### ②職員給与費の状況

職員数 (A)	204 人
給与費 (B)	1,144,398 千円
給料	766,157 千円
職員手当	103,814 千円
期末・勤勉手当	274,427 千円
一人当たり給与費 (B / A)	5,610 千円

※平成 22 年度普通会計決算額を基に計算。

※職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数。

※職員手当には、退職手当を含まない。

### ③職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1 歳	312,500 円	354,900 円
技能労務職	46.4 歳	292,300 円	331,400 円
教育職	45.0 歳	325,200 円	342,000 円

※平成 23 年 4 月 1 日現在の数値。

※給与は、給料と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額。

### ④ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
平成 22 年度	92.8%
平成 21 年度	92.7%

※各年 4 月 1 日現在の数値。

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の職員の給与水準を示す指数で、本町は県下で二番目に低い数値。

### ⑤職員の初任給の状況

区分	初任給	
	香美町	国
一般行政職		
大学卒	172,200 円	172,200 円
高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職		
高校卒 1 級	141,900 円	-
高校卒 2 級	146,700 円	-
教育職		
大学卒	172,200 円	-
短大卒	152,800 円	-

※平成 23 年 4 月 1 日現在の数値。

※香美町は給料減額前の数値。

## ⑥職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
一般行政職			
大学卒	241,636円	283,806円	339,680円
高校卒	該当者なし	該当者なし	289,789円
技能労務職			
高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職			
大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
短大卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

※平成23年4月1日現在の数値。

## ⑧職員手当の状況

### (1) 期末・勤勉手当

区分	香美町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.675月	1.225月	0.675月
12月期	1.375月	0.675月	1.375月	0.675月
計	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

※平成23年12月1日現在の数値。

### (2) 退職手当

区分	香美町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
勤続35年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
退職時特別昇給	なし		なし	

※平成23年4月1日現在の数値。

### (6) そのほかの手当

手当名、内容および支給単価	国の制度との比較	
	違いの有無	相違点
<b>扶養手当</b> 扶養親族のある職員に対して支給 ①配偶者：月額13,000円、②配偶者以外月額6,500円 ※ただし、配偶者がいない場合は、1人目は月額11,000円 ※特定期間(16歳～22歳)の子は、5,000円を加算	無	—
<b>住居手当</b> ①自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 支給限度額：月額27,000円 ②自宅居住者で世帯主である職員に対して支給 月額1,600円	一部異なる	②は支給なし
<b>通勤手当</b> 通勤のため交通機関、交通用具(自動車など)を使用している職員(通勤距離が2km未満である職員を除く)に支給 ①交通機関などを利用 ・運賃など相当額(鉄道など利用者は6ヵ月定期券の額) ・支給限度額：月額55,000円 ②交通用具利用 ・通勤距離に応じて月額2,000円～26,700円	一部異なる	交通用具利用の場合、国は月額24,500円以内支給

※平成23年4月1日現在の数値。

## ⑦一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	3人	1.6%
2級	主事	8人	4.3%
3級	係長、主査	93人	50.3%
4級	課長補佐、係長	43人	23.2%
5級	課長、副課長、課長補佐	26人	14.1%
6級	部長、次長、課長	9人	4.9%
7級	部長、次長	3人	1.6%
合計		185人	100.0%

※平成23年4月1日現在の数値。

※町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職員の代表的な職務。

### (3) 地域手当

対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0%	0人	0%

※平成23年4月1日現在の数値。

※本町では、平成17年度まで支給していた調整手当を平成18年4月1日から廃止し、地域手当は導入していない。

### (4) 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績	421,000円
支給職員一人当たり平均支給年額	13,156円
職員全体に占める手当支給職員数(割合)	32人(15.7%)
手当の種類	危険作業手当 死体処理従事手当 廃棄物処理業務手当

※平成22年度普通会計決算額を基に計算。

### (5) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績	23,508,000円
支給職員一人当たり平均支給年額	180,830円

※平成22年度普通会計決算額を基に計算。

## ⑨特別職の報酬などの状況

職名	区分	月額	区分	支給割合	
町長	給料	416,600 円 (818,000 円)	期末手当	町長：支給なし	議 員
副町長		500,300 円 (654,000 円)			
議長	報酬	288,900 円 (321,000 円)		12 月期 2.05 月	
副議長		213,300 円 (237,000 円)		合 計 3.95 月	
議員		192,600 円 (214,000 円)		合 計 3.90 月	

※平成 23 年 12 月 1 日現在の数値。

※給料および報酬の（ ）内は条例上の金額（減額措置前）。

※財政健全化に向けた取り組みとして人件費を抑制するため、平成 17 年度（条例上）の金額に比べ、町長 49.1%、副町長 23.5%、教育長 19.0%、議員 10.0%の給料減額を行っている。



## 3 職員の勤務時間と勤務条件の状況

### ①勤務時間の状況

勤務時間		休憩時間	週休日	1 週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	休憩：正午～午後 1 時	土曜日、日曜日	38 時間 45 分

※平成 23 年 4 月 1 日現在の数値。

### ②年次有給休暇の取得状況

概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与 ※翌年に繰り越し可能（最大 20 日）	9.8 日

※平成 22 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日までの数値。

※年間を通して在職した一般職の平均取得日数。

### ③育児休業の取得状況

平成 22 年度中に新たに育児休業を取得した職員	2 人
平成 21 年度から引き続き育児休業を取得している職員	4 人

※平成 22 年度の数値。

※育児休業とは、職員が 3 歳に満たない子を養育するために休業することができる制度で、この期間中、給与は支給されない。

## 4 職員の分限および懲戒処分の状況

### ①分限処分の状況

処分件数	内 訳			
	降任	免職	休職	降給
3 件	1 件	0 件	2 件	0 件

※平成 22 年度の数値。

※分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいう。

### ②懲戒処分の状況

処分件数	内 訳			
	戒告	減給	停職	免職
1 件	1 件	0 件	0 件	0 件

※平成 22 年度の数値。

※懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、戒告、減給、停職、免職となる不利益処分のことをいう。

## 5 職員のサービスの状況

### ①職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法により、職務に専念する義務がありますが、法律または条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除されることがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか「香美町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しており、下記の場合などがあります。

- ・職員の資質および職務遂行能力の向上を図るための研修を受ける場合
- ・職務の遂行に関連のある資格の試験を受験または更新する場合
- ・職務執行に関し密接な関連のある国、県またはほかの地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合

- ・消防団員または水防団員としての業務に従事する場合
- ・定期健康診断または町長が認める健康診断を受ける場合

### ②営利企業などの従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法により、営利企業などへの従事が制限されています。ただし、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事することが認められています。第 3 セクターの役員に就任する場合などがこれにあたります。

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### ①研修の状況

主催者	研修名および受講者数
兵庫県自治研修所	監督職研修 1 人、職員第 1 部研修 2 人、職員第 2 部研修 4 人、市町管理職研修 3 人
但馬広域行政事務組合	中堅職員研修 7 人、プレゼンテーション研修 2 人、管理監督職員研修 2 人、地方自治法研修 7 人、法制執務研修 7 人、民法研修 5 人、女性リーダー養成研修 2 人、人権教育・啓発研修（管理監督職員）5 人、人権教育・啓発研修（中堅職員）7 人、新任職員研修 2 人
兵庫県町村会	課長役割認識研修 2 人、係長役割認識研修 1 人、中堅職員ブラッシュアップ研修 1 人
兵庫県自治協会	パソコン研修 8 人
兵庫県	地域別ジオパーク研修 10 人、職種別研修 4 人
全国市町村国際文化研修所	専門研修 2 人
ふれあい旅行実行委員会	第 22 回ふれあい旅行福祉ボランティア研修 3 人
香美町	ジオパーク講座 100 人、まちづくりとマーケティング 98 人、顧客満足向上研修 70 人、人権研修 139 人

※平成 22 年度の数値。

### ②勤務成績の評定の状況

職員の政策形成能力、業務執行・管理能力などの向上を図るため、全職員を対象に人事評価制度（勤務成績の評定）を実施しました。



## 7 職員の福祉および利益の保護の状況

### ①福利厚生

区分	内容
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、福利厚生の一環として、(財)兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会に加入し、各種給付などを受けています。

※平成 22 年度。

### ②公務災害など認定状況

項目	件数
公務災害発生件数	6 件
通勤災害発生件数	0 件

※平成 22 年度の数値。

※職員は、公務上または通勤時に発生した災害によって身体的損害を受けた場合、補償を受けることができる。



## 8 職員の競争試験および選考の状況

区分	実施状況
競争試験	4 人
選考	1 人

※平成 22 年度の数値。

※職員の採用方法は、試験と選考の 2 種類。

選考による採用は、免許や資格などを必要とする職などに限られている。

## 9 公平委員会の報告事項

区分	実施状況
勤務条件に関する措置の要求状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件

※平成 22 年度の数値。

※公平委員会は、地方自治法および地方公務員法に定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を行う行政委員会。

香美町では、地方公務員法の規定に基づき但馬の市町で共同設置した「但馬公平委員会」で事務処理が行われている。